

令和8年度「産業人材デジタルリテラシー強化事業」業務委託企画提案仕様書

1 委託事業名

令和8年度産業人材デジタルリテラシー強化事業

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

3 委託業務の目的

本事業は、県内企業の労働生産性の向上を図るため、幅広い業種の従業員等を対象に、デジタルに対する苦手意識克服のためのマインドセットやデジタルツールの基礎知識と利活用技術の習得を目的としたセミナー及び講座（以下、「講座等」という。）を開催し、多くの従業員が日常業務でデジタル技術を使いこなすことができるよう支援することで、デジタル活用人材の育成とDX推進の基盤構築を図ることを目的とする。

<目標設定>

県においては、本事業における令和8年度の目標を以下のとおり設定していることから、これを上回る事業内容とすること。

- (1) セミナー及び講座の受講者数（延べ）250人以上
- (2) 受講後アンケートにおいて、「自社のDXやデジタル化の取り組みに有益」と答えたアンケート割合 80%以上

4 本事業における「デジタルリテラシー」の定義

本事業では、経済産業省「デジタルスキル標準 ver.1.2※」を参考に、デジタルリテラシーを、「デジタルを効果的かつ適切に使う人材であるために、すべてのビジネスパーソンが共通して身につけるもの」と定義する。

なお、知識の習得として次のアからイを目標とする。

ア ビジネスの場で活用している簡単なデータ分析やAI、クラウドサービス等のデジタル技術に関する知識

イ ビジネスの場でそれらを利用する方法や活用事例等に関する知識

※ <https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/about.html>

5 委託業務の内容

(1) 県内企業等の現状把握と本事業への反映に関すること

県内企業や受講生等へのアンケート調査やヒアリング等を実施し、業界の状況や課題を整理した上で、業種や職種、業態等のニーズに応じた内容となるよう、カリ

キュラムを構築し、本事業を実施すること。

(2) 講座等の実施に関すること

上記(1)で把握した課題やニーズと次に掲げるアからウまでの講座趣旨を踏まえ、講座等の具体的なカリキュラム及び実施方法を提案すること。また、対面開催のほか、受講生の利便性向上のため、対面とオンラインの同時開催やeラーニング等を提案することも可とする。

<受講対象者>

県内企業の従業員、支援機関・業界団体の職員、その他事業趣旨に合致する者

ア マインドセットセミナー（3講座以上）

DXの背景や重要性を知ることによってデジタルへの苦手意識を払拭し、最新技術を柔軟に取り入ながら、自発的な試行・活用ができるマインドを醸成するセミナーを実施すること。

イ デジタル基礎・実践講座（14講座以上）

生成AI、デジタルマーケティング、データ分析などの最新事例を学び、日常業務での活用イメージを具体化する講座を実施すること。また、習得した知識の定着と活用を図るため、ワークショップ等の実践的な手法を取り入れるとともに、学びの成果を共有する発表会を開催すること。

なお、本講座は「基礎講座」と「実践講座」を合わせ計14講座以上とし、各講座の内訳については、本事業の目的を達成する上で最も効果的と考えられる構成を提案すること。

ウ 企業団体向けデジタル講座（3講座以上）

生成AIや各種デジタルツールを用いた業務効率化をテーマに、企業・団体単位で個別講座を実施すること。開催にあたっては、事前ヒアリングを行い、各団体の課題に応じた最適なカリキュラムを策定すること。

なお、受講団体の選定にあたっては、上記ア及びイの受講生が在籍している団体を優先することも可とする。

(3) 受講生の募集に関すること

受講生確保に向けた周知・広報について、具体的かつ効果的な方法を提案すること。提案にあたっては、WebサイトやSNS等の活用、関係機関との連携など、多角的なアプローチによる戦略的な集客手法を明記すること。

(4) 受講生に対するフォローの実施に関すること

5(2)の講座等を実施する際には、受講生のフォロー体制を構築し、学習効果の最大化や欠席者への学習支援を図ること。また、受講後のデジタルスキル定着に繋

がるよう、実務における活用方法等について個別相談に応じること。

(5) スキルの定着を促進する取組に関すること

受講生の理解度及び習熟度を測定・評価するため、習熟度テストやアンケート等を実施し、調査結果を分析・報告すること。

(6) 受講効果の検証に関すること

今年度および過年度の受講生を対象に、アンケート調査やヒアリングを実施すること。受講後の行動変容やデジタルツールの活用状況を検証し、事業の成果を分析・報告すること。

(7) 沖縄県との連携に関すること

講座等の進捗状況報告及び講座等計画の確認・決定のため、沖縄県と密に連携を取り、定期的にミーティングを開催すること。

また、沖縄県からの要望に応じて、事業進捗状況報告書や各種調査結果報告書を適宜提出すること。

(8) 事務局体制の整備に関すること

本事業を円滑に進めるため、1名以上の総括責任者を配置した事務局を設置し、産業界の課題・意見・要望などを把握・検討し、沖縄県と連携しながら本事業に反映できる体制を整備するものであること。

(9) その他、本事業の目的に資する取組（自主提案）

上記のほか、事業者自らが有する専門知識やノウハウ、教育手法等を活用することで、より有用な結果が得られる場合は自主提案すること。ただし、提案された取組の実施の可否及びその内容については、契約時の県との協議により決定するものとする。また、国や他団体が沖縄県内で実施する講座との重複した内容は避けること

6 成果物

(1) 委託業務報告書1部(カラー印刷)及び報告書の電子ファイルを沖縄県に納品すること。また、以下についても合わせて納品すること。

①講座の概要（日時、場所、カリキュラム、講師、使用した資料、実施状況が分かる写真、受講者名簿等）

②広報資料

③アンケート集計結果

④その他、沖縄県が必要と認める書類

(2) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の

費用をもって処理するものとする。

- (3) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (4) 委託業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
 - ①本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
 - ②PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
 - ③外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
 - ④成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

7 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<p>○契約の主たる部分</p> <p>契約金額の 50%を超える業務</p> <p>企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務</p> <p>その他、県が契約の主たる部分と決定した業務</p>

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案応募申請者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲 契約金額の 50%を超えない業務 その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲 資料の収集・整理 複写・印刷・製本 原稿・データの入力及び集計 その他、県が簡易と決定した業務

8 その他

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 業務の遂行に当たっては沖縄県と随時協議・報告を行い、その指示に従うものとする。
- (4) 委託業務に係る経費については、帳簿類や領収書等を備え、用途を明らかにすること。
- (5) 前項を満たさない場合または事業完了時において実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は、疑義の生じた事項については、沖縄県と協議するものとする。